

福山市広報テレビ番組放送業務について、委託業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するので、参加を希望する者は、手続を行ってください。

2026年（令和8年）1月9日

福山市長 枝 広 直 幹

1 業務概要

（1）業務名

福山市広報テレビ番組放送業務

（2）業務場所

本業務における履行場所は、次のとおりとする。

ア 福山市市長公室情報発信課（福山市東桜町3番5号）

イ 受注者の所在地

ウ 福山市が指定した場所

（3）業務内容

「福山市広報テレビ番組放送業務委託仕様書」のとおりとする。

（4）業務履行期間

契約締結の日から2029年（令和11年）3月31日まで

2 委託費

委託費の総額は予算見積額46,065,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）（予定）とする。委託費総額のうち、初年度は15,355,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）（予定）を限度額とし、翌年度以降2年間の金額は均等とする。ただし、この金額は、本プロポーザル実施に係る企画提案書を作成するまでの設定金額であり、契約を約束するものではない。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加資格制限を受けていない者であること。

（2）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手

続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。) でないこと。

- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるもので、明らかに請負人として不適当であると認められる者でないこと。
- (7) 広島県域においてテレビジョン放送の免許を有する者 (NHKを除く) であること。

4 評価基準・評価項目

別表「福山市広報テレビ番組審査表」に定めるところによる。

5 受注候補者の特定

福山市広報テレビ番組評価委員会 (以下「評価委員会」という。) の評価が高い順に市長が本業務の受注候補者 1 者、次順位者 1 者を特定する。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

福山市市長公室情報発信課

〒720-8501 広島県福山市東桜町 3 番 5 号 (本庁舎 4 階)

電 話 : 084-928-1003 (直通)

F A X : 084-931-2056

E-mail : koho@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公 告	2026年(令和8年)1月9日(金)
実施要領等の配付期間	公告の日から2026年(令和8年)1月27日(火)まで
質問書受付期間	公告の日から2026年(令和8年)1月23日(金)午後5時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2026年(令和8年)1月27日(火) 回答は、適宜福山市ホームページ (https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/ 以下同じ)に掲載します。
参加申込書の受付期間	公告の日から2026年(令和8年)1月27日(火)午後5時まで
企画提案書の提出者の選定通知	2026年(令和8年)1月28日(水)

企画提案書の受付期間	2026年（令和8年）1月28日（水）から 同年2月4日（水）午後5時まで
プレゼンテーション (ヒアリング) の実施	2026年（令和8年）2月6日（金）
企画提案書の選定通知	2026年（令和8年）2月9日（月）

（3）実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

公告の日から2026年（令和8年）1月27日（火）（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時）まで

イ 配付場所

6（1）と同じ。福山市ホームページからもダウンロード可。

（4）企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めることとする。

企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査することとする。

（5）評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は地方自治法施行令第167条の9に準じ、くじにより受注候補者を決定する。

7 契約の締結

（1）本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い仕様書の内容を確定した後に、見積合わせの上、契約を締結するものとする。

（2）市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

（1）提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

（2）提出書類に虚偽の記載があった場合

（3）2の委託費を超えた見積書を提出した場合

（4）評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合

（5）実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合

（6）その他市の指示に違反する場合 等

9 その他

詳細は、「福山市広報テレビ番組放送業務委託に関するプロポーザル実施要領」に定めるところによる。